

建設工事等の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式の改定概要

環境森林部、農政水産部、県土整備部が発注する建設工事及び建設関連業務の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式を改定しましたのでお知らせします。

記

1 各工種、業種毎の算定式
別紙のとおり

2 適用年月日
平成31年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札に適用

3 その他
詳細については、宮崎県最低制限価格制度事務取扱要領、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領をご確認下さい。

最低制限価格の算定式(平成31年4月)

注)赤字が今回の改定箇所である

1 最低制限価格の基礎額の算定式(建設工事)

上限: **92%**

$$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times \underline{1.03} \times 1.08$$

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。
 ※式の最後尾の補正係数は、消費税率8%の時は1.08、10%の時は1.10である。

2 最低制限価格の基礎額の算定式(建設関連業務)

【測量】

上限: **82%**

$$(\text{直接測量費} \times 1.00 + \text{測量調査費} \times 1.00 + \text{諸経費} \times 0.48) \times \underline{1.07} \times 1.08$$

【建設コンサルタント業務】

上限: **80%**

$$(\text{直接人件費} \times 1.00 + \text{直接経費} \times 1.00 + \text{その他原価} \times 0.90 + \text{一般管理費等} \times 0.48) \times \underline{1.02} \times 1.08$$

【補償コンサルタント業務】

上限: **80%**

$$(\text{直接人件費} \times 1.00 + \text{直接経費} \times 1.00 + \text{その他原価} \times 0.90 + \text{一般管理費等} \times 0.45) \times \underline{1.02} \times 1.08$$

【地質調査業務】

上限: **85%**

$$(\text{直接調査費} \times 1.00 + \text{間接調査費} \times 0.90 + \text{解析等調査業務費} \times 0.80 + \text{諸経費} \times \underline{0.48}) \times \underline{1.07} \times 1.08$$

【建築設計業務】

上限: **80%**

$$(\text{直接人件費} \times 1.00 + \text{特別経費} \times 1.00 + \text{技術料等経費} \times 0.60 + \text{諸経費} \times 0.60) \times \underline{1.04} \times 1.08$$

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。
 ※式の最後尾の補正係数は、消費税率8%の時は1.08、10%の時は1.10である。

3 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{基礎額} + \text{ランダム加算値}$$

$$\text{ランダム加算値} = \text{基礎額} \times \text{一定割合以下の無作為値}$$

※低入札調査基準価格を算定する場合は、最低制限価格の算定式を準用する。

4 留意事項

・下記工事の基礎額については、以下の算定式を用いる。

【鋼橋架設工事】

上限:92%

(〔工場製作対象〕+〔架設工事対象〕) × 1.03 × 1.08

工場製作対象:直接工事費×0.97 + 間接労務費×0.90 + 工場管理費×0.90

架設工事対象:直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 一般管理費×0.55

【電気通信工事】

上限:92%

(〔工場製作対象〕+〔据付工事対象〕) × 1.03 × 1.08

工場製作対象:機器単体費×0.97

据付工事対象:直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 機器間接費×0.90 + 一般管理費×0.55

【機械設備工事】

上限:92%

(〔工場製作対象〕+〔据付工事対象〕) × 1.03 × 1.08

工場製作対象:直接製作費×0.97 + 間接労務費×0.90 + 工場管理費×0.90

据付工事対象:直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 据付間接費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 設計技術費×0.90 + 一般管理費×0.55

【営繕工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)】

上限:92%

(〔直接工事費×0.9〕×0.97 + 共通仮設費×0.90 + [現場管理費+直接工事費×0.1]×0.90 + 一般管理費×0.55) × 1.03 × 1.08

【営繕工事(昇降機設備工事、専門工事)】

上限:92%

(〔直接工事費×0.8〕×0.97 + 共通仮設費×0.90 + [現場管理費+直接工事費×0.2]×0.90 + 一般管理費×0.55) × 1.03 × 1.08

【土地改良工事】

上限:92%

(直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 一般管理費×0.55 + 一括計上価格×0.90) × 1.03 × 1.08

※農業農村整備事業の鋼橋製作架設工事(【鋼橋架設工事】を準用)、施設機械設備製作据付工事(【機械設備工事】を準用)、電気通信設備工事(【電気通信工事】を準用)においても、一括計上価格の取扱いは下線部と同じである。

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。
※式の最後尾の補正係数は、消費税率8%の時は1.08、10%の時は1.10である。